

町発注契約からの暴力団排除の徹底について
(建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務・物品役務)

平成25年4月1日に施行された福崎町暴力団排除条例（以下「条例」という。）に基づき、町の契約から暴力団及び暴力団員並びにこれらと密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）の排除を徹底するため、平成25年10月19日に「福崎町公共工事等に関する暴力団排除措置要綱」を施行しました。

ついては、下記のとおり取り組むこととしますのでご協力いただきますようお願いいたします。

記

契約締結時の「誓約書」の徴取

契約金額（変更契約が生じた場合にあつては、変更後の金額）が130万円（税込）を超える町との契約について、町と契約を締結する際に、契約の相手方から自身や役員等が暴力団等に該当しないことなどについての「誓約書」の提出を求めます。

「誓約書」の提出がない場合、町は契約を締結しません。

工事請負契約の場合、元請業者は、下請契約（2次以下の下請契約も含む。以下同じ。）の契約金額（一の契約に係る複数の下請契約を同一の受注者との間で締結した場合には、その合計金額）が130万円（税込）を超えるときには、当該下請契約の受注者に誓約書を提出させ、当該誓約書の写しを速やかに町へ提出してください。

元請業者が下請契約の受注者に提出させた誓約書の写しを正当な理由なく提出しない場合には、工事着手が円滑に行えないため履行遅滞等になる場合もあります。また、当該誓約書の写しの提出がなく、暴力団を利する行為をし、又はそのおそれがあると認められるときには、契約の解除、入札参加停止等の措置を講じることもあります。

誓約書は、ホームページからダウンロードが可能です。

※この取扱いは、平成25年10月19日以後に、一般競争入札にあつては入札公告、指名競争入札にあつては入札通知、随意契約にあつては見積通知をする契約から適用します。

町の取り組み姿勢

- (1) 町は、暴力団等に該当する者と契約しません
- (2) 町との契約の受注者が暴力団等であることが判明した場合、町は契約を解除します
- (3) 契約の履行にあたり暴力団等から不当介入を受けた場合、町に報告するとともに、福崎警察署長に届け出て捜査に協力するよう求めます

契約書（契約約款）の改正

平成25年4月1日から、条例の主旨に基づき町が定める契約書（契約約款）を改正し、発注者の解除権に、受注者が暴力団等に該当する場合などの解除条項を追加しました。この項目に該当する場合、契約解除、違約金の徴収の措置を行います。

そのほか、暴力団等が下請に入っていた場合に、その事実を知らず発注者へ報告を正当な理由なく怠った場合なども解除の対象となります。

不当介入があった場合の対応

福崎町は、平成25年10月19日付けで本町が行うすべての契約等から暴力団員等による不当介入の排除手続きや暴力団関係業者の排除を徹底するため、また、福崎警察署との連絡協議体制の確立のため、福崎警察署と以下の合意書を締結しました。

「福崎町が行うすべての契約等からの暴力団等の排除に関する合意書」

暴力団等から町との契約の履行に際して、工事の妨害その他不当な要求（以下「不当介入」という。）を受けた場合及び下請契約・再委託契約等の相手方が暴力団等から不当介入を受けたことを知った場合には、町に報告し、又は福崎警察署に届け出てください。

不明な点がある場合は企画財政課までお問い合わせください。